

顧客獲得プログラム申込みフォーム上の「顧客獲得プログラム契約書（附属書2を含む）を読み合しました」部分をクリックすることにより、あなた（アフィリエイト）は、IGとの本契約書および附属書2に記載された「IGがアフィリエイトに代わって作成・発行する請求書に関する同意事項」の条件に合意します。

本契約書において、IGおよびアフィリエイトをそれぞれ「当事者」、両者を総称して「両当事者」と呼びます。

1. 定義等

- 1.1 **アカウント**：いずれかのサイトへのアカウント申請手続きとIGの承認が完了した時点で、紹介顧客に開設される固有の取引口座。
- 1.2 **アフィリエイト**：第2.1条に従って、本契約書の条件に沿ったプログラムに参加することをIGから承認された個人または法人。
- 1.3 **アフィリエイト報酬**：レポートに記載されたIGのデータと計算によってのみ決定され、かつ、報酬プランに従ってアフィリエイトに支払われるべき金額。
- 1.4 **アフィリエイトの当事者**：下記のいずれかとします：(i)アフィリエイトの直系親族、および(ii)アフィリエイトを管理する、アフィリエイトによって管理される、または、アフィリエイトと共同管理下にある、個人、企業、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、信託、ならびに、その他の法人または法人化されていない組織。
- 1.5 **アフィリエイト・セクション**：レポートの閲覧、ペアレント・アフィリエイトとしての登録、自己の登録情報の更新、トラッキングIDの追加、バナーおよびテキストリンクの選択、および、IGが独自の裁量に基づいて随時追加もしくは削除することのできるその他の機能を、各アフィリエイトが利用することができるサイトのエリア。
- 1.6 **バナーおよびテキストリンク**：IGがアフィリエイトに提供するグラフィックス、画像、アニメーション、アートワークやテキスト等のマーケティング素材（両当事者間で別の合意がある場合を除く）。これらは、本プログラムを促進するため、および/または、アフィリエイトのウェブサイトに紹介顧客を誘導する目的のみにおいてアフィリエイトが使用します。
- 1.7 **ボーナス**：紹介顧客の取引活動を奨励するために支給されるインセンティブ。
- 1.8 **報酬プラン**：アフィリエイト報酬プランに従って、アフィリエイトは、本契約書附属書1（IGの独自の裁量により随時更新される）に記載された国別報酬グループごとのサイトを参照した、適格な紹介顧客、および/または適格な見込み顧客の数、および/またはオランダとNadexに関しては適格な取引口座の開設数に応じて、アフィリエイト報酬を受け取ります。アフィリエイト報酬はアフィリエイト・セクションの附属書に規定され、IGの独自の裁量により随時更新されます。例えば、アフィリエイトが適格な紹介顧客および/または適格な取引口座ごとに100米ドルを受け取る権利があり、当該アフィリエイトが、ある月に10名の紹介顧客を紹介し、その内8名が適格な紹介顧客であった場合には、アフィリエイトは当月分報酬として8x100=800米ドルを受け取る権利があります。
- 1.9 **不正トラフィック**：IGグループまたは第三者に対し実際に損害が発生したか否かを問わず、違法な手段または悪意により、サイトにおいて生成された預託金、粗利益またはトラフィックを意味します。不正トラフィックには、スパム、虚偽広告、盗難クレジットカードで支払われた預託金、共謀、サービスやシステム、ボーナスまたはプロモーションの操作、アフィリエイト報酬を分配するというオファー、適格な紹介顧客および/または紹介顧客と直接的または間接的に関係ある適格な取引口座の所有者になるための条件に関する情報を提供するというオファー、その他の第三者のアカウント・著作権・商標の未許可の使用が含まれますが、これに限定されるものではありません。
- 1.10 **IG**：アフィリエイトと契約を結ぶ、IG Markets Limited、および、IG銀行S.A.とNorth American Derivatives Exchange (Nadex)を含む、IGグループのその他のメンバー会社を意味します。
- 1.11 **IGグループ**：IGとその「親会社」、「子会社」、または、その「親会社」の「子会社」（英国会社法2006年で定義されているそれぞれの用語）を意味します。
- 1.12 **IGグループマーク**：IGグループのメンバーによって、トレーディング・プラットフォームに載せられる、もしくはトレーディング・プラットフォームやサイトに関連して使用される、IGグループおよびそのサブライターの商標、商号、サービス名、バナーやテキストリンク、マーケティングツール、ロゴ、すべての同様の所有権、ならびに、これらすべての翻訳、改作、派生物、これらを組み合わせた物、これらに関する全ての申請、登録、更新物、および、「IG」、「IGグループ」、「IG Index」、「IG Markets」、「NADEX」を含みますがこれに限定されず、IGグループのメンバーによって随時所有もしくは使用される会社名、メタタグ、ユニバーサル・リソース・ロケータに関するすべての権利、および、IGグループのメンバーによって使用され得るその他のあらゆるマークに関するすべての権利を意味します。
- 1.13 **紹介顧客**：アフィリエイトによって紹介されるIGトレーディング・プラットフォームのユーザーで、適格な紹介顧客になる可能性がある者、または、適格な取引口座の所有者になる可能性がある者を意味します。
- 1.14 **マーケティング素材**：IGによって提供され（両当事者間で別の合意がある場合を除く）、IGグループやサイトに関係する活動を宣伝するためにアフィリエイトが使用する素材を指します。それには、アフィリエイトがその後、アフィリエイトのウェブサイトから紹介顧客をサイトに紹介する、または、ハイパーリンク経由でサイトに誘導するために使用または開発するバナーやテキストリンク、およびその他のプロモーション用素材を含みます。
- 1.15 **アクティブでないアフィリエイト**：継続する6か月の期間内で、直接的に、またはペアレント・アフィリエイトおよび/またはサブ・アフィリエイトを通じて間接的に紹介された新しい適格な紹介顧客（適格な取引口座を含む）が、6名未満であるアフィリエイト。
- 1.16 **ペアレント・アフィリエイト**：個人または法人にプログラムへの参加を紹介するアフィリエイトをいいます。ただし、そのような個人または法人がアフィリエイトとしてプログラムに参加することをIGによって承認されることを条件とします。
- 1.17 **プログラム**：IGの独自の裁量により随時変更されるIGのアフィリエイト・プログラムで、サイトにあるもの。
- 1.18 **顧客獲得プログラム申込みフォーム**：プログラムに参加申し込みをするために申請者が入力する登録フォームで、サイトにあるもの。
- 1.19 **適格な紹介顧客**：アフィリエイトによって誘導された個人または法人で、当該アフィリエイトに割り当てられたトラッキングIDによって識別されたか、当該アフィリエイトに割り当てられたサインアップ・ボーナスコードを入力することにより識別された者。ただし、以下を条件とします：
- (a)当該アフィリエイトは、IGによってプログラムに参加したことが確認され、本契約書条件に従ってサイトにリンクされていること。
- (b)当該個人または法人は、別の名前または別の名称を使用して登録されている場合を含めて、サイトに未登録であること。
- (c)オランダとNadexを除き、当該個人または法人はIGの承認が得られており、最低210米ドル（またはその他の通貨建ての同等金額）またはプログラムによって国ごとに随時異なる金額が規定された場合にはその金額の、現金による預託金を入金済みであること。
- (d)オランダとNadexを除き、当該個人または法人は、IGグループと10件以上の決済取引を行う、または両当事者間で別途合意したような取引関係を有すること。
- (e)オランダとNadexの場合、当該個人または法人は、IGの承認を取得済みであり、適格な取引口座を開設済みであること。
- (f)Bank S.A.の場合、当該個人または組織はスイス居住であり、IG銀行S.A.の承認を取得済みであること。
- 疑義を避けるために、アフィリエイトやそのアフィリエイトの当事者達は、当該アフィリエイトのトラッキングIDに基づく紹介顧客になる資格を有せず、仮にアフィリエイトやそのアフィリエイトの当事者達がそのような方法で登録した場合、アフィリエイトは該当する手数料またはその他のいかなる報酬も受け取る資格を有しません。
- 1.20 **適格な取引口座**：IGによって承認され、資金の入金や取引に利用できるアカウント。
- 1.21 **レギュレーター**：英国金融サービス機構、オーストラリア証券投資委員会、シンガポール金融管理局、ドバイ金融サービス庁、スイス金融市場監督庁、金融サービス協会、金融庁（日本）、経済産業省（日本）、農林水産省（日本）、米国商品先物取引委員会、その他IGグループおよびその継承企業に關係する規制当局を意味します。

1. 定義等

- 1.22 **レポート**：アフィリエイト・セクションでIGから提供される、アフィリエイト報酬、紹介顧客のトラッキング、アフィリエイトに関するその他の情報についての情報を意味します。
- 1.23 **サイト**：www.ig.com、iggroupp.com、www.nadex.com、ならびにその他随時IGの独自の裁量に基づいて追加されるウェブサイトの意味します。
- 1.24 **スパムまたは未承諾プロモーション**：ソーシャルメディアネットワーク、ニュースグループ、フォーラム、チャットボード、その他の各種オンラインメディアに掲載されたメッセージを含めて、アフィリエイトによって、直接的または間接的に流布される、あらゆる電子メールまたはその他のメッセージで、以下のものを意味します：
- (a)このようなアフィリエイトからのプロモーションメッセージの受信に関し事前に書面で同意していない第三者に向けられたもの；
- (b)虚偽または誤解を招くようなメッセージを含むもの；
- (c)発信源や送信された発信元IPアドレスを正確に識別していないもの；
- (d)今後のメールやプロモーションの受信を容易に拒否できる手段を受信者に提供していないもの。
- 1.25 **サブ・アフィリエイト**：このプログラムでアフィリエイトがサブ・アフィリエイトとして紹介する個人または法人をいいますが、それらの個人や法人はIGが承認した者に限られ、またアフィリエイトとIGは随時必要に応じてサブ・アフィリエイト報酬を定めることとします。
- 1.26 **サブ・アフィリエイト報酬**：第4.1(c)条に従ってサブ・アフィリエイトに対して支払う金額。
- 1.27 **トラッキングID**：IGグループがアフィリエイトに対して提供する、トラッキングURLまたはサインアップ・ボーナスコードに紐づく個別認識コードを意味し、それを通じて、IGはアフィリエイト報酬をトラッキングして計算します。
- 1.28 **トラッキングURL**：サイトへの個別のハイパーリンク。本契約書により、アフィリエイトはサイトへの潜在的な見込み顧客を紹介することができ、IGは、これらの特定の紹介顧客を紹介したアフィリエイトを、アフィリエイト報酬を計算する目的のために判別することができます。
- 1.29 **商標**：すべての商標（登録商標および未登録商標）、サービスマークおよびロゴで、サイト上に表示されるものを意味します。
- 1.30 **トレーディング・プラットフォーム**：IGグループのオンライントレーディング専用のテクノロジーを指し、参加者はオンライントレーディングを練習したり、または本物の現金で取引を行ったりすることができます。また、IGグループによる課金、サポート、リテンション、プロモーションサービスおよび活動が含まれます。
- 1.31 (a) 条項、附属書、段落見出しは、本契約の解釈に影響を与えてはならないものとします。
- (b) 人とは、自然人、法人、または法人格のない団体を意味します(別の法人格を持つか否かを問わないものとします)。
- (c) 附属書は本契約の一部を形成し、本契約の本文に記載されたような効力を完全に有するものとします。本契約書の言及には附属書への言及も含まれています。
- (d) 条項および附属書を参照するとは、本契約書の条項および附属書を意味します。
- (e) 文脈上別の解釈を要求しない限り、下記のとおりとします：
- (i) (英語本契約書の場合)単数形表記の単語は複数形を含むものとし、複数形表記の単語は単数形を含むものとします；
- (ii) 一方の性別への言及は、他方の性別への言及を含むものとします；
- (iii) 法令または法定条項への言及は、随時改正され、延長され、再制定された部分についての言及を含むものとします；
- (iv) 書類または記載への言及には、電子メールによるものが含まれます；
- (v) 「含まれる」「含む」「特に」「例えば」といった用語、または、その他の類似表現に続く語句は、例示として解釈されるものとし、それらの用語に先立つ単語、説明、定義、語句の意味を制限しないものとします。
- (f) 本契約書の本文のいずれかの条項と附属書のいずれかの条項の間に矛盾や曖昧さがあられる場合には、本契約書の本文に含まれる条項が優先されるものとします。

2. 顧客獲得プログラム

- 2.1 **参加**：
- (a) このプログラムに参加するために、申請者は顧客獲得プログラム申込みフォームに記入し、提出しなければなりません。
- (b) 申請者が顧客獲得プログラム申込みフォームに記入済みであることを前提に、IGは独自の裁量に基づいて、申請者のプログラムへの参加を受け入れるか拒否するかを決定できます。
- (c) IGが申請者を受け入れる場合、IGは当該申請者に対してプログラムへの参加が認められたことを通知するとともに、サイトに関連付けされているトラッキングIDを提供し、これによって申請者は本契約書の条件に従ったアフィリエイトとなるものとします。
- 2.2 **アフィリエイトの任命**：
- (a) 第2.1条に従ってIGがアフィリエイトとして承認し、かつ申請者が本契約書の条件を受諾することに基づき、IGはアフィリエイトに対して、見込み顧客、ベアレント・アフィリエイトおよび/またはサブ・アフィリエイトをサイトに誘導するための、取消可能な、非独占的で、譲渡できない、サプライセンスできない、国際的な制限付き権利を付与します。ただし本契約書の条件に従うものとします。
- (b) 本契約書によって、アフィリエイトの紹介に関するサービスの提供においてIGグループのメンバーを支援する、または、アフィリエイトが提供するものと同じまたは類似の性格のサービスを実施する他のアフィリエイトと契約する意向を持つIGグループのメンバーを支援するための、排他的権利または特権が付与されることはありません。アフィリエイトは、アフィリエイト単独によって紹介されたのではない紹介顧客、適格な紹介顧客、および/または適格な取引口座、ベアレント・アフィリエイトおよび/またはサブ・アフィリエイトに起因する報酬を請求する権利を有しません。
- 2.3 **報酬プランの改訂・変更**：IGは、電子メールでアフィリエイトにその旨を通知することによって、いつでも独自の裁量に基づいて、アフィリエイトの報酬プランを変更することができます。アフィリエイトがこのような変更に同意しない場合、当該通知を受領後3日以内にアフィリエイトはIGに対し電子メールで通知し、契約が直ちに終了するものとします。アフィリエイトが通知を受領後3日以内にメールでIGに通知しない場合、アフィリエイトは報酬プランの当該の変更を承認したものとみなされます。誤解を避けるために、それらの紹介顧客がサイトに登録された日付で適用される報酬プランに従って、報酬プランの変更日以前にトラッキングIDで特定された紹介顧客に関しては、アフィリエイトは一回限りの支払いを受取ります。
- 2.4 **ベアレント・アフィリエイトおよびサブ・アフィリエイト**：IGの事前の書面による承認を条件として、アフィリエイトは、ベアレント・アフィリエイトになることができ、アフィリエイト、サブ・アフィリエイトまたはベアレント・アフィリエイトとして登録されていない、または、登録されたことがない第三者を紹介することができます。ベアレント・アフィリエイトによって紹介され、IGによって承認されたアフィリエイトは、ベアレント・アフィリエイトによってサブ・アフィリエイトと見なされます。
- 2.5 **諸費用**：アフィリエイトは本契約書に関連して生じたいかなる性質のすべての諸費用も負担しなければなりません。いかなる状況においても、IGはアフィリエイト報酬以外の金額に対して責任を負わないものとします。
- 2.6 **相殺**：IGは、IGによって保有される金額またはその他の資産に対してアフィリエイトが利益を得るアカウント（IGグループメンバーが保有するアカウントを含む）において発生した損失または負債を、アフィリエイトが利益を得るその他のアカウント（IGグループメンバーが保有するアカウントを含む）に基づく当該アフィリエイトのクレジットと引き換えに、いつでも相殺する権利を有します。損失または負債が、それまでにアフィリエイトが保有する残高金額を超える場合には、請求の有無に関わらず、アフィリエイトはそれら超過分をIGに支払わなければならないものとします。アフィリエイトはまた、当該アフィリエイトによって保有されるアカウントにおいて発生したIGグループメンバーの損失または負債を、アフィリエイトのIGとのアカウントに基づくクレジットと引き換えに、相殺する権限もIGに与えます。

3. 競合的マーケティングの禁止

アフィリエイトは、以下に基づく見込み顧客へのマーケティングを行う権利を有しません：

- IGまたはIGグループのメンバーがサイトの宣伝活動を行っているインターネット検索エンジン（例えばGoogle.com、Bing.comなど）（ただし必要に応じてIGまたはIGのメンバーによって承認された場合を除く）；
- サイトの宣伝活動に関して、IGグループとアフィリエイトが競合する結果になるようなその他の方法。他のアフィリエイトを通じてアフィリエイトのウェブサイトの宣伝活動を行うことを含みますが、これに限定されません；
- トレーディング・プラットフォームと類似および/または競合するような、オンラインレーティングを可能にする、その他のオンラインソフトウェア、アプリケーション、その他のプラットフォーム；または、
- アフィリエイトのドメイン名で IGグループのマーク（またはそれを変化させた物または組み合わせた物）を使用すること（例えば、「IG」、「IGグループ」、「IGインデックス」「IGマーケティング」、「Nadex」等）。

アフィリエイトが万一この第3条の規定に違反した場合、本契約書に基づきまたは適用可能な法令に基づいて利用可能なその他の権利または救済措置に加えて、当該アフィリエイトへの補償を伴うことなく、IGはアフィリエイトに割り当てられたトラッキングURLを動作不能とし、直ちにアフィリエイトのプログラムへのアクセスをブロックする権利を有します。本契約書により、アフィリエイトは、自己の権利を取消不能の形で放棄し、IGによって行われたこのようなアクションに関して、IGまたはIGグループのメンバー、それらの取締役、幹部社員、株主、従業員に対して、または、サイトに対して行われるいかなる請求または要求からも、IGまたはIGグループを免責します。

4. トラッキング/支払い

4.1 **アフィリエイト報酬**：第4.13条に従って、アフィリエイト報酬は下記のように計算されるものとします。

- 報酬プラン：アフィリエイトによってサイトに紹介される、それぞれの適格な紹介顧客および/または適格な取引口座（該当する場合）のアフィリエイト報酬は、サイトのアフィリエイト・セクションに規定されるものとしますが、IGの独自の裁量に基づいて随時更新されるものとします。
- ペアレント・アフィリエイト報酬：IGは、IGまたはIGメンバーに紹介する各サブ・アフィリエイトに関して、ペアレント・アフィリエイトに、アフィリエイト報酬を支払うこととします。そのようなアフィリエイト報酬は、当該ペアレント・アフィリエイトによってサイトに紹介された各適格な紹介顧客および/または適格な取引口座（該当する場合）に対するアフィリエイト報酬のサイトのペアレント・アフィリエイト・セクションに規定されたパーセンテージまたは金額と同額としますが、IGの独自の裁量に基づいて随時更新されるものとします。
- サブ・アフィリエイト報酬：IGに対してアフィリエイトが提供する合理的な額の指示に従って、IGは各サブ・アフィリエイトに対してサブ・アフィリエイト報酬を支払うものとします。

4.2 **トラッキングと支払い**：IGは、アフィリエイト報酬を計算する目的で、紹介顧客の活動をトラッキングし、アフィリエイトは、その情報をアフィリエイト・セクションで入手することができます。当事者間で別途合意されない限り、アフィリエイト報酬は、レポートに記載された情報に従って、毎月後払いで支払われるものとします。

4.3 **支払い時期**：当事者間で別途合意されない限り、アフィリエイト報酬は、各暦月の終了後30日以内に支払われるべきものとしますが、ただし毎月末現在でのアフィリエイトまたはサブ・アフィリエイトへの支払い金額が250米ドル未満である場合には、その残高は翌月まで繰り越され、翌月のアフィリエイト報酬またはサブ・アフィリエイト報酬に加算されるものとします。持ち越し残高合計が6か月以内に250米ドルを超えない場合には、その金額はすべて無効となり、支払いは行われません。そして、IGは、アフィリエイト、ペアレント・アフィリエイトまたはサブ・アフィリエイトに対するいかなる責任も負うことなく本契約を解除することができます。

4.4 **支払い方法**：IGが支払うアフィリエイト報酬は、IGのポリシーと適用法令に従い IGが決定する通貨と方法によって支払われるものとします。送金の電信料金または小切手の送付料金は、アフィリエイトまたはサブ・アフィリエイトが負担するものとし、アフィリエイト報酬またはサブ・アフィリエイト報酬（該当する場合）から差し引かれます。

4.5 **適格な紹介顧客/適格な取引口座および適格な見込み顧客に関してのみ支払われる報酬**：本契約書または適用法令に記載されたその他の条件に加えて、適格な紹介顧客および/または適格な取引口座（該当する場合）または適格な見込み顧客としてIGが承認・認定しない限り、および、承認・認定するまでは、アフィリエイトは適格な紹介顧客のアフィリエイト報酬を受領する資格を有しないものとします。誤解を避けるために、IGはいずれの報酬プランも随時独自の裁量に基づいて変更、修正、追加または削除する権利を留保し、それには、報酬プランの品質維持および/または本契約に規定されたアフィリエイト報酬受領のための、任意の基準、しきい値、最小預入額/収益、および/またはその他の要件を設定することが含まれますが、これに限定されません。

4.6 **紹介顧客の検証**：新規の適格な紹介顧客および/または適格な取引口座（該当する場合）に関するアフィリエイト報酬は、適用法令およびIGの内部検証手続きの必要条件に従った、全ての新規紹介顧客に関するIGの検証とチェックが終了してからのみ、支払われるものとします。

4.7 **アフィリエイト報酬の権利**：本契約書の他の規定に関わらず、紹介顧客、ペアレント・アフィリエイト、および/またはサブ・アフィリエイトがサイトに登録した日付から6か月が経過した時点で、アフィリエイトは、アフィリエイトのトラッキングIDが付与された紹介顧客、ペアレント・アフィリエイト、および/またはサブ・アフィリエイトに関するアフィリエイト報酬を受領する資格を失うものとします。

4.8 **アクティブでないアカウント**：本契約書の他の規定に関わらず、アクティブでないアフィリエイトは、IGからいかなるアフィリエイト報酬も受領する資格を持たないものとします。

4.9 **契約書違反・法規違反時の支払いの留保・遅延**：本契約の他の規定に関わらず、下記の状況のいずれかに該当する場合、IGは独自の裁量に基づいて、アフィリエイト報酬の支払いを留保、遅延または拒絶するものとします：

- アフィリエイトの活動が適用法規または規制を遵守していないことを疑う正当な理由がある場合；
- アフィリエイトの活動が本契約に違反したことを疑う正当な理由がある場合；
- アフィリエイトが、IGに要求されたフォームへの記入を完成できなかった場合、または、アフィリエイトがIGに提出したフォームに誤解を招く、または、誤った情報を入力していた場合；
- アフィリエイトが、IGに要求された書類を提出することができなかった場合；
- IGが第三者から、アフィリエイトによる、または、アフィリエイトの活動による財産や権利（例えば、知的財産権）の侵害を通知された場合。

アフィリエイトは、本契約書により、第4.9条のIGの権利をIGが行使することに関して、自己の権利を取消不能の形で放棄し、IGまたはIGグループのメンバー、それらの取締役、幹部社員、株主、従業員に対して、または、サイトに対して行われるいかなる請求または要求からも、IGまたはIGグループを免責します。

4.10 **不正トラフィックによる支払いの延期等**：

(a)本契約の他の規定に関わらず、アフィリエイト・アカウント、または、アフィリエイトによって管理・処理されていると見られるアカウントにおけるアフィリエイトの活動が、IGの独自の裁量に基づいて疑わしいと判断された場合、IGは独自の裁量に基づいて関連取引を調査するために、アフィリエイトへのアフィリエイト報酬の支払いを最長で180日間遅らせることができます。

(b)IGが、当該活動は不正トラフィックに該当すると判断した場合、IGは独自の裁量に基づいて、アフィリエイト報酬を再計算または留保することとします。

(c)上記第4.9条にも関わらず、また誤解を避けるために、アフィリエイトが、直接的か間接的であるかを問わず、サイト、アカウント、ボーナス、適格な紹介顧客、適格な取引口座、適格な見込み顧客、サブ・アフィリエイト、および/または、紹介アフィリエイトについての、IGまたはIGグループメンバーに関連する、詐欺的、欺瞞的、作偽的またはその他の違法行為に関わっているとIGが判断した場合、IGは、本契約書または適用法令の下で適用可能なその他の権利または救済措置に加えて、アフィリエイトへの補償を伴うことなく、当該アフィリエイトに割り当てられたトラッキングURLを動作不能とし、直ちにアフィリエイトのプログラムへのアクセスをブロックする権利を有します。

アフィリエイトは、本契約書により、第4.10条のIGの権利をIGが行使することに関して、自己の権利を取消不能の形で放棄し、IGまたはIGグループのメンバー、それらの取締役、幹部社員、株主、従業員に対して、または、サイトに対して行われるいかなる請求または要求からも、IGまたはIGグループを免責します。

4.11 **紹介顧客のトラッキング**：アフィリエイトは、紹介顧客が口座開設申し込みの際にトラッキングURLリンクを経由しなければならぬこと、または、アフィリエイトに提供されたサインアップ・ボーナスコードを入力しなければならないことを認識し、同意します。それにより、当該アフィリエイト（または該当する場合、サブ・アフィリエイト）が、当該の見込み顧客に関するアフィリエイト報酬またはサブ・アフィリエイト報酬（該当する場合）を受領することができます。報酬が発生した暦月の末日までにIGによって正式に受理されなかった場合、または、アフィリエイト、ペアレント・アフィリエイト、サブ・アフィリエイト、紹介顧客が関連アフィリエイトのトラッキングURLを使用しなかった場合、または見込み顧客が適切にサインアップ・ボーナスコードを入力しなかった場合、トラッキングURLまたはボーナスコードに関係する報酬について、IGまたはIGグループメンバーが責任を負うことなく、アフィリエイトおよび/またはサブ・アフィリエイトは、いかなる請求または要求も明確に放棄します。

4.12 **支払に関する異議**：支払い小切手の受入、資金送金、その他のアフィリエイトによる送金は、対応暦月に期日が到来するアフィリエイト報酬の完全かつ最終的な決済とみなされます。従って、仮にアフィリエイトがレポートや支払金額に満足しない場合には、アフィリエイトは当該金額の支払いを受け入れるべきでなく、直ちにIGにその異議を書面で送付すべきものとします。異議の通知は、各支払がなされた当該暦月の末日から30日以内に行われなければならない。そうでない場合には、該当レポートや支払に異議を申し立てるアフィリエイトの権利は放棄されたものと見なされ、アフィリエイトはそれらに関する請求を行わないものとします。

4. トラッキング/支払い（続き）

- 4.13 **税金:**各当事者は、会社税または法人税、国税、連邦税、州税を含めて、該当地域における自己の税金を支払う義務を負います。第4.1条に基づいて算出したアフィリエイト報酬は、英国付加価値税（VAT）を入れずに支払われますが、源泉税の控除（該当する場合）後に支払われるものとなります。

英国/欧州共同体（VAT）内に拠点を持つアフィリエイトで、付加価値税（VAT）または同等の制度に登録されていない場合には、そのような登録が終了したら速やかにIGに通知し、自己のVAT登録番号（または同等のもの）を提出するものとします。

5. プログラム参加への追加条件

- 5.1 **情報の提出:**アフィリエイトは、随時IGが要求するところに従って、真正、正確かつ完全な情報をIGに提出しなければなりません。アフィリエイトは、本契約書により、以下の場合にIGがアフィリエイト報酬を含む特定の情報を開示する場合があることに同意します:(i) 法令によって要求された場合； (ii) IGグループメンバーまたはそのパートナーに対して開示する場合； (iii) FCAその他の規制官庁または規制当局の適正な要求に応じて開示する場合；(iv) 犯罪を防止するためにIGが適正で必要と認める第三者に対して開示する場合；(v) IGがアフィリエイトに対して自己の法的または契約上の権利を執行するのに適すると判断する第三者に対して開示する場合。それには債権回収機関や法律顧問を含みますが、これらに限定されないものとなります。アフィリエイトはさらに、アフィリエイト報酬を受け取る前に、IGの要求に従ってIGにすべての情報を提供しなければならないことを承認し、これには、FCA規則またはその他規制官庁や関連当局に従って、および/または、本契約書附属書2（該当する場合）に記載されたIGによるアフィリエイトの請求書作成・発行に関する契約に関する情報が含まれますが、これらに限定されないものとします。このような情報には下記が含まれますが、これらに限定されるものではありません：

(a) 個人の場合；

- (i)有効な写真付IDカードのコピー；
- (ii)氏名；
- (iii)公的なID番号や社会保障番号；
- (iv)W-8 BEN または W-9（該当する場合のみ）；
- (v)生年月日；
- (vi)国籍；
- (vii)居住住所；
- (viii)連絡先（電話番号、Eメール、等）；
- (ix)マーケティング・宣伝活動の場所および性格；
- (x)VAT登録番号または売上税参照番号、または個人が登録されていないという確認書；（該当する場合のみ）
- (xi)最近の銀行取引明細書（プログラム加入フォームの日付から3か月以内のもの）で、当該個人の氏名と住所が表示されたもの；
- (xii)報酬送金のための取引銀行詳細情報。それには、銀行口座名、銀行口座番号、銀行分類コードまたはIBAN、銀行名および住所が含まれます。

(b) 法人の場合；

- (i)登記上の名称；
- (ii)企業ID番号または納税ID番号；
- (iii)W-8 BEN または W-9（該当する場合）；
- (iv)登記された国名；
- (v)登記国内の登記上の事業所住所；
- (vi)法人/組織証明書および会社/法人/組織の定款；
- (vii)会社経営内規または付属定款（米国の場合）；
- (viii)登記上の住所と異なる場合の事業所住所；
- (ix)VAT登録番号または売上税参照番号、または組織が登録されていないという確認書；（該当する場合のみ）
- (x)規制/ライセンスの登録番号（該当する場合のみ）；
- (xi)役員/パートナーの氏名；
- (xii)主な経営責任者および/またはパートナーの、氏名、住所、生年月日が含まれる、有効な写真付IDカードの写し；
- (xiii)25%以上の会社株式の受益権者の、氏名、住所、生年月日が含まれる、有効な写真付きIDカードの写し；
- (xiv)銀行口座の氏名、銀行口座番号、銀行分類コードまたはIBAN、銀行名および住所が含まれる、報酬送金用の銀行明細。

5.2 保証:

アフィリエイトは、本契約書により下記のことを保証することとします：

- (a)アフィリエイトは本契約を締結するのに必要な能力と権限を常に持っていること；
- (b)アフィリエイトは、業務を提供するための権限を必要としないこと、または、権限が必要な場合は既に必要な権限を取得しており、その権限に変更があった場合にはIGに対して速やかに書面での旨を通知すること；
- (c)アフィリエイトは、IGから事前の書面による同意を得ない限り、IGグループに関して（マーケティング素材を除き）いかなる広告やプロモーション素材の配布も、インターネットを通じた方法が否かを問わず、実行しないこと；
- (d)アフィリエイトは、自己の作為または不作為の結果として、IGグループに有害な結果をもたらすような作為や不作為を行わないこと。

5.3 マーケティング素材:

- (a)アフィリエイトのマーケティング素材は、アフィリエイト・セクションに定めるガイドラインと下記第5.4条に定めた制限を遵守しなければなりません。アフィリエイトは、IGの書面による事前の同意なしに、Eメールや検索エンジン、ディスプレイ広告、インプレッション課金型広告、ソーシャルメディア等においてマーケティング素材および/またはIGグループマークを使用した宣伝活動を行わないものとします。
- (b)Nadexの場合、アフィリエイトはアメリカ連邦取引委員会の求める適切な「Advertiser disclosures」を保持しなければなりません。適切なdisclosuresの保持がなされない場合は本契約上の重大な違反となります。
- (c)アフィリエイトは、マーケティング素材を改変する前に、IGにそのサンプルを提出して、審査と承認を受けるものとします。改変されたマーケティング素材は、IGから書面に明記された認可書を受領した場合にのみ使用することができ、IGは独自の裁量に基づいてマーケティング素材を認可し、拒否し、または修正を要求することができるものとします。そのような認可が与えられた場合には、アフィリエイトは本契約書によりIG、その承継者、譲渡者および/または指名者に対して、アフィリエイトが作成し、その（または代理作成させた）マーケティング素材に関するすべての権利、権原または利益を譲渡し移転することに、同意するものとします。適用法令や規則および/またはFCAまたはその他アフィリエイトが居住する国の規制当局の要求を遵守するために、IGは、アフィリエイト、サブ・アフィリエイトおよび/またはペアレント・アフィリエイトに対して、マーケティング素材に関連して使用したURLの開示を要求することができます。
- (d)アフィリエイトがIGの認可を受けていないマーケティング素材を利用した場合には、IGは、本契約書または適用法の下で利用可能なその他の権利または救済策に加えて、当該アフィリエイトへの補償を伴うことなく、IGはアフィリエイトに割り当てられたトラッキングURLを動作不能とし、また直ちにアフィリエイトのプログラムへのアクセスをブロックする権利を有します。アフィリエイトは、本契約書により自己の権利を取消不能の形で放棄し、IGまたはIGグループメンバー、それらの取締役、幹部社員、株主、従業員に対して、またはサイトに対して、IGが取るこのような行動に関するいかなる請求または要求からも、IGまたはIGグループを免責します。

- 5.4 **制限事項:**アフィリエイトの活動はすべて、プロフェッショナルで、適切で、適用法令および規則（贈収賄防止法や腐敗防止法・規制を含む）を完全に遵守したものでなければならず、アフィリエイトは自己の活動の内容や方法について、単独で責任を負うものとします。アフィリエイトとそのウェブサイトは、直接的か間接的であるかを問わず、IGが独自の裁量に基づいて、違法、不適切、不公平、または、IGグループまたはサイトの運営や評判を傷つけるような性質である。または、サイトの他のユーザーにとって有害であると見なされるような行動に従事してはなりません。それには、以下を含みますがこれに限定されず、直接的か間接的かを問わないものとします：

- (a)違法なビジネス、サイトまたは購読用電子メーリングリストの運営；
- (b)種類のいかんを問わず違法な活動に従事すること。それには、アフィリエイトのウェブサイト、アフィリエイトの購読用電子メールに違法なコンテンツを表示する、または、アフィリエイトのウェブサイトまたは購読用電子メールを通じて違法な物品やサービスを提供することを含みますが、これらに限定されません；
- (c) 憎悪、中傷、猥褻、猥雑、暴力、差別、ヘイト指向、違法、ポルノ、ギャンブルに関するもの、または、そのような内容を含み推進するウェブサイトやリンクするウェブサイトを利用すること；
- (d) 無差別的に未承諾商業広告電子メールを配信すること；
- (e) IGの書面による承認なしに、アフィリエイトの活動の一部として、あらゆるブラウザ上で提供されるダウンロード可能なソフトウェアやツールバー、クリック課金型検索エンジン広告、ディスプレイ広告、インプレッション課金型広告の利用；
- (f) スパムまたは未承諾プロモーション、パナーネットワーク、カウンター、ゲスト・ブック、IRCチャンネル、またはこれらに類似したインターネットリソースのサイトへのリンクを配置すること；
- (g) 善良でない不誠実な取引を引き起こす、または、それを可能とすること。それには、一部を挙げると、デバイス、プログラム、ロボット、非表示のフレームとリダイレクト機能、および「偽造」トラフィックの手段を含みます。（それぞれのケースにおいて、IGまたはIGグループメンバーが法的、衡平法的、または、その他の方法で受けることができるその他の救済策を損なうことはありません）
- (h)IGの事前の書面による同意なしに、何らかの謝礼、ポイントまたは報酬を提供するようなプロモーション、IGが独自の裁量に基づいて類似の性質であると見なすその他の活動、または、第三者にサイトへのリンクを可能とさせるその他の活動を立ち上げること、または、立ち上げる原因を作ること；
- (i)IGグループマーク及びサイトのアドレスの誤ったスペル・表示、変更、派生的な表示を含む変形の使用；
- (j) 使用商標の価値を希釈し、ぼかし、曖昧にすること；
- (k) 第三者の知的財産権（商標を含みますが、これに限定されません）を権限なく使用すること；
- (l) 紹介顧客に対して、直接的か間接的かを問わず、アフィリエイトと紹介顧客との間にフィーの分配やリベート、ソフトダラーによる報酬など何らかの取り決めがあるような誤解を招く恐れのある、レイクバック取引、アフィリエイトフィーの支払いや割り当て、その他のインセンティブに関するアレンジメント、を持ちかけること。

5. プログラム参加への追加条件（続き）

アフィリエイトが第5.4条の制限事項に違反した場合、IGは、本契約書と適用可能な法令に基づいて利用可能なその他の権利または救済措置に加えて、当該アフィリエイトへの補償を伴うことなく、アフィリエイトに割り当てられたトラッキングURLを動作不能とし、また直ちにアフィリエイトのプログラムへのアクセスをブロックする権利を有します。アフィリエイトは、本契約書により自己の権利を取消不能形で放棄し、IGまたはIGグループメンバー、それらの取締役、幹部社員、株主、従業員に対して、またはサイトに対して、IGが取るこのような行動に関するいかなる請求または要求からも、IGまたはIGグループを免責します。

5.5 年齢：

- プログラムに参加するためには、アフィリエイトは18歳以上でなければなりません。
- アフィリエイトは、18歳未満の者、または（18歳超であった場合でも）アフィリエイトが業務をしている地域で成人年齢未満の者を、積極的にマーケティングのターゲットにすることはできません。

5.6 禁止国：

- アフィリエイトは、本契約書附属書1に記載された報酬グループ1から4とアフィリエイト・セクションに記載された国の国民または居住者のみをマーケティングの対象とすることができます。IGは独自の裁量に基づいてそれを随時更新することができます。
- 本契約書附属書1には記載されず、アフィリエイト・セクションに含まれない国の国民または居住者をマーケティングの対象とすることを望むアフィリエイトは、まずIGの事前の書面による承認を受けなければなりません。
- IG銀行S.A.ためのマーケティングは、スイスでのみ表示することができます。
- Nadexを対象としたマーケティング活動は米国内に限定されます。また、アフィリエイトは米国内でのマーケティング活動の結果から開設された適格な取引口座に対してのみ報酬を受け取ることができます。

6. リンク / 商標およびロゴ / データ所有権

- 本契約書の条件に従って、IGはアフィリエイトに対して、アフィリエイトのウェブサイトからサイトのトップページ（他のページは不可）へのリンクを提供する目的のためだけに、IGがアフィリエイトに提供したマーケティング素材をアフィリエイトのウェブサイトに表示することができる、取消可能な、非独占的で、譲渡できない、サプライゼンスできない、国際的な制限付きライセンスを提供します。アフィリエイトのウェブサイトは、プログラムに含まれ、IGによって確認されたウェブサイトとします。IGが書面で事前に別途承認をした場合を除き、アフィリエイトは、直接的か間接的かを問わず、IGグループマークのいずれについてもプロモーション活動を行うことができません。サイトのウェブページのいかなるフレーミングを行うことも許可されません。
- アフィリエイトおよびアフィリエイトの代行者は、どのような性質の行動や手続きにおいても、IGグループマークの無効性、非強制性を主張せず、IGグループマークの所有権を争わないものとし、また、IGグループマークにおけるIGまたはIGグループメンバーの権利を侵害する、同じ属性を与える、もしくは有効性を損なうか、または付随する評価を減ずる可能性のある行動を取ってはならないものとし、また、
- 本契約書で明示的に許可される場合を除き、本契約またはサイトのいずれにおいても、黙示、禁反言またはその他により、IGグループマークを使用するライセンスまたは権利を付与するものではありません。
- 全ての紹介顧客は、IGまたはIGグループメンバーだけの顧客として見なされるものとし、IGは、トラッキングIDで特定された紹介顧客を含むすべての紹介顧客の名前、連絡先情報、その他のデータのデータベースの唯一かつ独占的な所有者となるものとし、アフィリエイトは、IGの事前の書面による承認を受けず紹介顧客に連絡することはできません。アフィリエイトが、IGの事前の書面による承認なしに紹介顧客と連絡を取ろうとした、または連絡を取ったとIGが判断した場合、IGは直ちに本契約を終了し、その時点でアフィリエイトに支払うべきすべての報酬の支払いを保留する権利を有します。さらに、アフィリエイトが紹介顧客と連絡を取り、対応するための書面による承認をIGから取り、その後、そのような連絡や対応がIGまたはIGグループメンバーの利益に反している場合、IGは事前の承認を取消し、本契約を終了し、その時にアフィリエイトに支払うべきすべての報酬の支払いを保留する権利を有するものとし、アフィリエイトは、IGおよび/またはIGグループメンバーがアフィリエイトのウェブサイトへの訪問者に関する情報にアクセスすることができ、そのような情報をどのような目的のためにも使用することに同意します。

7. 賠償責任の制限

IGまたはIGグループメンバー、その役員、取締役、株主、従業員、サービスプロバイダーまたはサプライヤーは、サイト、IGのサービス、トレーディング・プラットフォーム、または、本契約から生じるまたは関連する利益やデータの損失、または、特別、偶発的、必然的損害に対して、賠償責任を負わないものとし、（怠慢によって起こる場合を含む）。それには、ソフトウェア、ハードウェア、通信技術、その他のシステムの故障や不具合の結果としてのものも含まれますが、これに限定されません。IGまたはIGグループメンバー、その役員、取締役、株主、従業員、サービスプロバイダーおよびサプライヤーの、アフィリエイトまたは第三者に対する賠償責任は、どのような状況においても、下記のいずれか大きい方の金額に制限されます：

- IGからアフィリエイトに、責任を生じさせる作または不作為の前12か月間に支払われた報酬の総計；または、
- 2,000米ドル。

8. 保証なし；免責

- 適用される法律の下で許容される限り、別途記載事項に関わらず、IGは、プログラム、サイト、サイトへのリンク、サイトがアクセス可能なこと、または、エラー、ウイルスやセキュリティの脅威が無いことに関して、特定の目的のための非侵害性、商品性や適合性のすべての黙示的保証を含むがこれらに限定されない、明示的か黙示的かを問わない、すべての保証を放棄します。
- アフィリエイトは、IGおよびIGグループメンバー、その取締役、役員、株主、従業員、サービスプロバイダー、サプライヤーを、いかなるすべての賠償責任、賠償請求、費用、経費から、および、怪我や損失に対しても免責し、防衛し、無害に保つことに同意します。これには、本契約書の条件のアフィリエイトの違反、アフィリエイトの運営やウェブサイト、本契約、サイト、アフィリエイトの活動、IGまたはIGグループメンバーによって提供されたサービスに関するアフィリエイトと第三者の間の紛争から直接的または間接的に発生する合理的な弁護士費用および経費を含みます。IGは、第8.2条で発生する事項の結果またはそれに関連して発生する賠償請求から、IGグループ、その取締役、役員、株主、従業員、サービスプロバイダー、サプライヤーを免責するために、当該金額を、アフィリエイトに支払うべきであるがIGが保留している未払いのアフィリエイト報酬、または、アフィリエイトに支払うべきであるがIGが保留している何らかのその他の資金から差し引くことができます。

9. 独立性の調査

アフィリエイトは、アフィリエイトが本契約書を読み、そのすべての条件に同意することを承認します。アフィリエイトは、IGまたはIGグループメンバーが（直接的または間接的に）、いつでも本契約書に含まれているものとは異なる条件で顧客を勧誘し、アフィリエイトのウェブサイトと類似するか競合するウェブサイトを経営するまたは契約する可能性があることを理解します。アフィリエイトは、プログラムに参加する意思に関して、独自に評価を行っており、本契約書に定める以外のいかなる表明、保証、または宣言にも依存していません。

10. 契約解除

- 本契約書は、アフィリエイトが顧客獲得プログラム申込みフォーム上で、本契約書の受諾を示す時点で有効となり、本契約書の条件に従い契約解除するまで継続するものとし、
- IGは、電子メールでアフィリエイトに7日前に通知を送信することにより、（またはIGがすべてのアフィリエイトとの本契約書を解除する場合には自社のサイト上にその通告を掲載することにより）、理由の有無を問わず本契約書をいつでも解除することができます。ただし、アフィリエイトが本契約書のいずれかの条項に違反した場合には、IGは独自の裁量に基づいて、即時の効果を以て契約を解除することができます。アフィリエイトは、電子メールでIGに7日前に通知を送信することで、理由の有無を問わず本契約書をいつでも解除することができます。
- 本契約は、下記の場合には、予告なく直ちに解除されます：
 - 他方当事者が自身の債権者と契約を結び、満期到来時にその債務を支払うことができないため、支払不能となる、または破産宣告をされる、または、破産管理者もしくは受信者が任命された場合；
 - 他方当事者の解散に伴い、請願書が提出され、通知が付与され、解散が承認され、命令が出された場合；
 - 他方当事者に関して、破産管財人任命のための裁判所への申請書の提出または命令の発令、管財人任命意向通告の発令、または管財人が任命された場合；
 - 他方当事者の資産の受領者を任命する権利を得た人物がいる場合、または他方当事者の資産の受領者が任命された場合；
 - 他方当事者が自己の業務の全部または大部分を一時停止または停止した場合、または一時停止または停止する恐れがある場合。
- 本契約書が解除された場合、アフィリエイトは、いかなる新規紹介顧客に関するいかなるアフィリエイト報酬も受け取る権利を有しないものとし、
- 何らかの理由で本契約を解除した場合、アフィリエイトは、すべてのIGグループマーク、バナー、サイトへのテキストリンクの使用を解除通知日から7日以内に停止し、アフィリエイトのウェブサイトから除去するものとし、アフィリエイトが自己のウェブサイトからこれらのIGグループマーク、バナー、サイトへのテキストリンクを除去しない場合には、1日当たり100米ドルをIGに支払うものとし、いかなる理由で本契約を解除した場合でも、アフィリエイトは自己の費用で、IGグループマークを含むすべてのドメインをIGに速やかに返却または移管するものとし、アフィリエイトは、そのドメインがIGに返却または移管されていない場合には、1日当たり1000米ドルをIGに支払うものとし、
- 本契約書の第1、5、6、7、8、10、11、12条は、契約解除後も効力が存続するものとし、契約解除前の期間での作および不作為に関する本契約書の条件の有効性は、契約解除後も存続するものとし、

11. プライバシー

- 11.1 アフィリエイトは、プログラムに加入することにより、1998年データ保護法またはデータ保護を管理する何らかの後続立法の目的の範囲内で、個人情報をIGグループに提供していることを認識します。アフィリエイトは、IGおよび/またはIGグループメンバーがこれらすべての情報を、本契約書を実行しアフィリエイトとIGグループメンバーとの関係を管理する目的のために処理することに同意します。アフィリエイトは、これらアフィリエイトの個人情報が欧州経済領域の外部（米国を含む）に送信される可能性があることを認識し、同意します。
- 11.2 アフィリエイトは、IGが必要または望ましいと見なす、信用照会や身元確認を、IGまたはその代理人が実施することを許可します。アフィリエイトは、これら個人情報が欧州経済領域内または外部（米国を含む）の代理人に送信される可能性があることを認識し、同意します。アフィリエイトは、IGおよび/またはIGグループが、誠意を持って信用参照を行うと信じる人物に、必要に応じて、アフィリエイトまたはアフィリエイトのアカウントに関する情報を提供することが許可されることに同意します。

12. 雑則

- 12.1 IGとアフィリエイトは独立した契約者であり、本契約に基づいて両者間で何らのパートナーシップ、合併事業または代理店関係も創造することはなく、アフィリエイトにIGグループの代理として表明を行う権限を付与するものではなく、IGグループに関する情報を公開させるものではなく、IGまたはIGグループメンバーに対してアフィリエイトのウェブサイト類似するまたは競合するウェブサイトの運営を禁ずるものでもありません。
- 12.2 アフィリエイトは、本契約を受諾することにより、電話、SMSまたは電子メールの手段で、ニュースレター、通知およびサイトに関連する商業的な性質のその他の内容や関連サービスを含む連絡を、IGが送信し、それを受信することに同意することを宣言します。アフィリエイトは、IGがアフィリエイトにそれらの連絡を送信する前にアフィリエイトの同意（書面か口頭かを問わず）を取得しないことを承認しますが、ただしアフィリエイトがそれらの内容の受信を今後希望しないことを書面でIGに通知した場合には、IGは直ちにその送信を停止するものとします。
- 12.3 本契約書は、本契約書で明示的に別段の定めがある場合、または、書面での当事者間の合意がない限り、アフィリエイトとIG間の完全なる合意を構成し、本契約の題目に関するすべての事前の口頭および書面による合意よりも優先され、サイトのその他の条件（例えばIGのプライバシーポリシー）に加えて適用されます。
- 12.4 IGは、いつでも、独自の裁量に基づいて、サイトに通知を掲載することにより、本契約書のいずれの条件（アフィリエイト報酬と附属書の条件が含まれますが、これに限定されません）も、修正することができます。そのような変更を許容できない場合のアフィリエイトの唯一の救済方法は、第10条に従った本契約の解除とします。
- 12.5 本契約書のいずれかの条項が、その実行に関して裁判管轄権により、無効である、または、無効になる、違法または執行不能、となった場合には、それらの条項は下記のとおりとします：
- (a) 関連する裁判管轄権の中では、必要な最小限度において削除されたものと見なされます（関連規定の一部のみの削除を含めることができます）；
- (b) 無効、違法または執行不能でない裁判管轄権の中では、削除することなく、完全な効力を継続します。
- この第12.5条の下でのいかなる規定の削除も、本契約書の残りの部分の有効性および法的強制力に影響を与えないものとします。
- 12.6 IGまたはIGグループが、本契約書のいずれかの権利や規定の行使や執行を行わなかったとしても、これらの権利や規定を放棄するものではありません。
- 12.7 本契約書およびアフィリエイトの義務は、法律の適用またはその他の方法によっても、アフィリエイトによって譲渡することはできません。IGは、いつでも任意の当事者に本契約を譲渡することができます。
- 12.8 本契約書およびそれに関連して生じるいかなる非契約上の義務も、英国法に準拠します。アフィリエイトは、本契約書によって、本契約書（その存在自体に関するものも含めて）に関連して発生するいかなる問題に対しても英国裁判所が専属裁判管轄権を持っており、英国裁判所の裁判管轄権に従うことを取消不能の形で同意します。

附属書1-アフィリエイト・ネットワーク-IGグループ

国別報酬 グループ1	国別報酬 グループ2	国別報酬 グループ3	国別報酬 グループ4				米国	禁止国-IGグループの 広告を行ってはならない国
モナコ	マカオ	スロバキア	エジプト	アルバニア	フォークランド諸島 (マルビナス諸島)	モルドバ	米国	アンジュアン島
アイルランド	キプロス	マルティニーク	ベトナム	アルジェリア	フェロー諸島	モンゴル		アフガニスタン
スペイン	アンドラ	チェコ	チュニジア	米領サモア	フィジー	モンテネグロ		ミャンマー
ジブラルタル	デンマーク	ロシア連邦	ケニア	アンゴラ	仏領ポリネシア	モザンビーク		コモロ
イタリア	ポーランド	グアドループ	ニューカレドニア	アンギラ	ガボン	ナウル		コンゴ民主共和国
オーストラリア	サウジアラビア	タイ	パキスタン	アンティグア・ バーブーダ	ガンビア	ネパール		コートジボワール
シンガポール	マルタ	中国	モロッコ	アルバ	ガーナ	ニカラグア		キューバ
ニュージーランド	フィンランド	ブルガリア	インドネシア	アゼルバイジャン	グリーンランド	ニウエ		コンゴ
フランス	英国	エストニア	セネガル	バングラデシュ	グレナダ	ノーフォーク島		赤道ギニア
スイス	リヒテンシュタイン	マレーシア	バミューダ諸島	バリバドス	グアム	北マリアナ諸島		エリトリア
アラブ首長国連邦	台湾	インド	セーシェル	ベラルーシ	グアテマラ	オマーン		ギニア
香港	オーストリア	メキシコ	コスタリカ	ベリーズ	ガーンジー島	パラオ		ハイチ
	スウェーデン	ブラジル	ルーマニア	ベナン	ギニア・ビサウ	パナマ		イラン
	ノルウェー	韓国	アルメニア	ブータン	ガイアナ	パラグアイ		イラク
	英領ヴァージン諸島	クロアチア	トリニダード・ トバゴ	ポリビア	ローマ教皇庁 (バチカン)	プエルトリコ		コンゴ
	ポルトガル	ハンガリー	バーレーン	ポネール島	ホンジュラス	レユニオン		リベリア
	南アフリカ	ベネズエラ	チリ	ボスニア・ ヘルツェゴビナ	アイスランド	ルワンダ		リビア
	ギリシャ	ラトビア	トルコ	ボツワナ	マン島	セントクリストファー・ ネイビス		モーリタニア
	ドイツ	スロベニア	カンボジア	ブルキナ・ファソ	ジャマイカ	セントルシア		モントセラト
	ルクセンブルク		リトアニア	ブルンジ	ジャージー島	サン・マルタン島		ニジェール
	カタール		モーリシャス	カメルーン	ヨルダン	セントビンセント・ グレナディーン諸島		ナイジェリア
			バプアニューギニア	カーボベルデ	カザフスタン	サモア		北朝鮮
			ブルネイ	ケイマン諸島	キリバス	サン・マリノ		パレスチナ
			アルゼンチン	中央アフリカ	クウェート	サントメ・プリンシペ		シエラレオネ
			フィリピン	チャド	キルギス	セルビア		ソマリア
			ジョージア	クリスマス島	レバノン	ソロモン諸島		南スーダン
			ペルー	コロンビア	レソト	スリランカ		シリア
			ナミビア	クック諸島	マダガスカル	セントヘレナ		トルクメニスタン
			ウクライナ	ジブチ	マラウイ	サンピエール島・ ミクロン島		西サハラ
			仏領ギアナ	ドミニカ	モルディブ	スリナム		イエメン
			バハマ	ドミニカ共和国	マリ	スワジランド		ザイール
			マケドニア - 旧ユーゴスラビア	エクアドル	マーシャル諸島	タジキスタン		ジンバブエ
			オーランド諸島	エルサルバドル	マヨット	タンザニア		イスラエル
			バヌアツ	エチオピア	ミクロネシア	トーゴ		スーダン
			ウォリス・フツナ	ツバル	米領ヴァージン諸島	トンガ		カナダ
			ザンビア	ウガンダ	ウズベキスタン	タークス・ カイコス諸島		ベルギー
			日本					

附属書2 -IGがアフィリエイトに代わって作成・発行する請求書に関する同意事項

これはCannon Bridge House, 25 Dowgate Hill, London, EC4R 2YA に住所を有する、VAT番号GB 761 297807のIG Markets Limited (以下「IG」といいます) とアフィリエイトの間での請求書作成・発行手続きに関する契約書です。

IGは以下に同意します：

- IGは、アフィリエイトによってIGに対して行われたすべての供給品に関して、下記のうちのいずれか早い方の期間に渡り、アフィリエイトに代わって請求書を作成し発行すること：
 - 本契約書締結日から10年；
 - 第10条に基づくアフィリエイト契約の解除日まで。
- IGは、アフィリエイトの名前、住所、VAT登録番号(該当する場合のみ)とともに、完全な付加価値税請求書を構成する他のすべての詳細情報を示す請求書を完成させること。
- IGは、VAT登録番号が変更された場合には、本請求書作成・発行手続きに関する新しい契約書を作成すること。
- IGは、本手続きに基づいた請求書の発行を第三者に委託する場合は、アフィリエイトにその旨通知すること。

アフィリエイトは以下に同意します：

- アフィリエイトは、下記のうちのいずれか早い方の期間に渡り、IGがアフィリエイトに代わり作成した請求書を承認すること：
 - 本契約書締結日から10年；
 - 第10条に基づくアフィリエイト契約の解除日まで。
- アフィリエイトは、この契約書によって網羅される取引の売上請求書を発行しないこと。
- 下記のいずれかの場合には、IGに直ちに通知すること：(該当する場合のみ)
 - VAT登録番号の変更；
 - VAT登録の停止；
 - 自身の業務の全部または一部の売却。